（その１）

平　成　26　年　分
（平成　　年　　月　　日開催分）

収　支　報　告　書



平成　　年　　月　　日受理

政治団体の区分	
☐ 政　党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

1. 政治団体の名称（ふりがな）　みのりかわのぶひでこうえんかい　みのり川信英後援会
2. 主たる事務所の所在地　大仙市大曲田町20-38
3. 代表者の氏名　佐々木　繁治
4. 会計責任者の氏名　佐藤　春男

事務担当者の氏名

伊藤　由希

（電話）　0187-63-5835

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項1号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	御法川　信英
公職の種類	衆議院議員（現職）

資金管理団体の指定の期間			
平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間			
平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

収　支　の　状　況

（その２）

1. 収支の総括表

収　入　総　額	十億 百万 千 円 14,532,792
（前年からの繰越額）	13,837,792
（本年の収入額）	695,000
支　出　総　額	12,043,788
翌　年　へ　の　繰　越　額	2,489,004

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	十億 百 千 円 0
員　数	人 0

(2) 寄　附		
ア 寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	十億 百万 千 円 480,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	480,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合　計　（ア＋イ）	480,000	

（その３）

(3)　機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金額	備考
みのり川杯野球大会出場費	十億 百万 千 円 110,000	平成26年10月3日
みのり川杯野球大会懇親会費	105,000	平成26年10月13日
この頁の小計	215,000	
合計	215,000	

（その７①）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄付者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
星宮　恒毅	十億 百万 千 円 480,000	H26.12.26	大仙市横堀字沖田82	会社役員	金銭以外
この頁の小計	480,000				
その他の寄附	0				
合計	480,000				

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目		金額（十億 百万 千 円）	備考
1 経常経費	(1) 人件費	0	
	(2) 光熱水費	185,074	
	(3) 備品・消耗品費	119,250	
	(4) 事務所費	23,083	
	小計（A）	327,407	
2 政治活動費	(1) 組織活動費	230,981	
	(2) 選挙関係費	0	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費（ア、イ、ウ、エの合計）	0	
	(ア) 機関紙誌の発行事業費	0	
	(イ) 宣伝事業費	0	
	(ウ) 政治資金パーティー開催事業費	0	
	(エ) その他の事業費	0	
	(4) 調査研究費	0	
	(5) 寄附・交付金	11,005,400	
	(6) その他の経費	480,000	
	小計（B）	11,716,381	
合計（A＋B）		12,043,788	

（その14）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 光熱水費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電気料金（1月分）	十億 百万 千 14,410 円	H26.01.10	東北電力株式会社	横手市前郷二番町11-24	
電気料金（2月分）	14,123	H26.02.28	〃	〃	
電気料金（3月分）	13,247	H26.03.27	〃	〃	
電気料金（12月分）	13,867	H26.12.24	〃	〃	

この頁の小計	55,647
その他の支出	129,427
合計	185,074

（その14）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 備品・消耗品		
支出の目的	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	119,250				
合計	119,250				

（その14）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 事務所費		
支出の目的	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	23,083				
合計	23,083				

（その15）

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 （ 行事費 ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
施設使用料（野球場）	十億 百万 千 円 11,550	H26.10.13	横手市出納員	横手市中央町8番2号	
記念品代	38,880	H26.10.06	株式会社アクアス	横手市安田字堰端9-1	
表彰式・懇親会費用	104,841	H26.10.13	よこてシャイニーパレス	横手市駅前町6-22	

この頁の小計	155,271
その他の支出	75,710
合計	230,981

（その15）

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分 その他の経費 （ 事務所借上料 ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
金銭以外のものにより寄附相当分	十億 百万 千 円 480,000	H25.12.26	星宮　恒毅	大仙市横堀字沖田82	

この頁の小計	480,000
その他の支出	0
合計	480,000

（その15）

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分 寄附・交付金 （ 寄附金 ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附金	5,000,000	H26.01.10	経済調査会	大仙市大曲田町20-38	
〃	500,000	H26.04.10	自由民主党秋田県第三選挙区支部	〃	
〃	3,500,000	H26.08.21	経済調査会	〃	
〃	2,000,000	H26.07.10	自由民主党秋田県第三選挙区支部	〃	

この頁の小計	11,000,000
その他の支出	5,400
合計	11,005,400

第８号様式（第10条第２項関係）

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金額	年月日	領収書等を徴し難かった事情
項目	摘要			
組織活動費（行事費）	審判費（3人×7試合*2000円）	百万 千 円 42,000	H26.10.05	社会通念上領収書を徴し難かったため
組織活動費（行事費）	審判費（3人×3試合*2000円）	18,000	H26.10.13	社会通念上領収書を徴し難かったため

政治団体の名称　みのり川信英後援会

会計責任者の氏名　佐藤　春男　㊞

（備考）

１　「支出の項目」欄には、収支報告書記載要領の例により分類して記載すること。

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

(1.) 領収書等の写し
2. 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
(3.) 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 27 年 6 月 1 日

政治団体の名称　みのり川信英後援会

会計責任者の氏名　佐藤　春男　印

※　代表者の氏名　印

※　**解散**の場合のみ代表者も署名・捺印すること。

政治資金監査報告書

平成２７年5月２８日

みのり川信英後援会
　会長　　佐々木　繁治　　殿

登録政治資金監査人 高橋茂輝 ㊞

登録番号　第　３２４７号

研修終了年月日　平成 22 年 3 月 12 日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、みのり川信英後援会の平成 26 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、みのり川信英後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（２）法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

みのり川信英後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

以　上